# 省　令

**○外務省令第三号**

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　外務大臣　茂木　敏充

外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令

外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十九年外務省令第十五号）は、廃止する。

**附　則**

この省令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

**○財務省令第八号**

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百五十六号の三㈡イの規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二中「別表第一第百五十六号の二㈡イ」を「別表第一第百五十六号の三㈡イ」に改める。

**附　則**

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

**○財務省令第九号**

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第三項ただし書の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第七項第二号中「である」を「又は公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託である」に改める。

**附　則**

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

**○財務省令第十号**

地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）第十七条第二項第一号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「及び」を「、第十六条の二の八第三項及び第四項（蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例）並びに」に改める。

**附　則**

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

**○文部科学省令第十四号**

児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　文部科学大臣　松本　洋平

児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令を廃止する省令

児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令（昭和四十八年文部省令第十五号）は、廃止する。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 法規的告示

**○文部科学省告示第六十八号**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　文部科学大臣　松本　洋平

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|---|---|---|
| 二十五歳未満 | 六、二六〇円 | 一四、五九七円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 六、八七四円 | 一六、一九一円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 七、一五七円 | 一九、六一〇円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 七、五三四円 | 二二、四九九円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 七、六九七円 | 二四、〇八四円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 八、〇〇七円 | 二六、二三八円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 七、八二一円 | 二六、八六八円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 七、五三六円 | 二七、九四九円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 六、四五〇円 | 二三、二三七円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 四、四〇〇円 | 一七、七五五円 |
| 七十歳以上 | 四、四〇〇円 | 一四、五九七円 |

**附　則**

この告示は、令和八年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

**○国土交通省告示第四百二十八号**

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号及び第九号中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

**附　則**

この告示は、令和八年四月一日から施行する。